武蔵野市学習者用コンピュータ活用検討委員会 第1回 議事要旨

日時	令和3年2月25日(木)午後3時15分~4時45分
場所	教育委員会室
参加者	教育長、委員長、委員 15 名、事務局 2 名

1 開会

- ・資料の確認
- 2 委嘱状の交付
- 3 教育委員会挨拶(竹内教育長)
 - ・令和2年8月に教育委員会で定めた「基本的な考え方」では、「適切かつ効果的に」が キーワードとなっている。
 - ・学習者用コンピュータは、どのようにして適切に使うかが重要である。
 - ・家庭と協力しながら、自律的に ICT と向き合う力を身に付けてもらいたい。
 - ・最終的には「指針」という形にまとめていく。

4 議事

- (1) 委員長・副委員長の指名
- (2) 委員自己紹介
- (3)「武蔵野市学習者用コンピュータ活用に関する基本的な考え方」について(事務局説明)
- (4) 現在の進捗状況及び今後のロードマップについて(事務局説明)
- (5)「タブレット型パソコン使用のルール」について(事務局説明)
- (6)「タブレット型パソコン使用のルール」について(意見交換)

(委員A)

・中学校も同じルールを使用するのか。

(委員B)

・同じものを配布する想定をしているが、発達段階ごとに変えていった方がいいという意 見もある。

(委員A)

・利用者によってパソコンを使いこなすレベルに差がある。使い込んでいる人は勝手にアプリケーションを入れたり、データを消去したりしたことがある。ログを入手してその生徒を注意したこともある。小学生ならこの文面でもいいと思うが、中学生にはどの程度使っているか分かっていることを示したほうがいい。

(委員C)

・特に中学生について、教員の目に届く範囲で使用することを必須とすることについてはいかがか。授業開始より少し早めに使ったり、昼休み中教員が不在のときに使用したりすることを認められないのか、ご意見を伺いたい。

(委員D)

・タブレットをもって校内に散って使用する、休み時間に委員会活動をしたりする場合も 考えられるので、「目の前で」よりは緩やかなルールのほうが使いやすい。

(委員E)

・本校では休み時間は体力づくりに重点を置いているので、「②休み時間中や放課後で、 先生が見ているとき」は難しい。学校の状況によって可否が変わってくる。

(委員F)

・例えば、放課後は教員の許可を得るようにしてみてはどうか。

(委員G)

・発達段階や学校によっても異なるのかと思ったので、学校ごとにルールを決めてはどう か。

(委員日)

- ・部活動で使用したい、等のケースもある。何を優先するかを考え、子どもの体力づくり を優先したいなら先ほどのように、子どもの自主性を優先するなら、学習活動を優先し て他の目的に使わない、とだけ書く。
- ・学校ごとに方針を決定する。ほかの学校と違うけれど、それはこういう理由だからです、 というような判断の根拠をセットで整える必要がある。逆に判断の根拠がしっかりし ていれば、例えば小学校から中学校へ進学したときでもルールが異なる理由が説明可 能になる。

(委員長)

・学校のルールに従って文言を変える、テンプレートを用意する、学校に任せる。いくつ かのパターンを挙げていただいたがどうか。

(委員 I)

・これを見たときに、教育委員会としては積極的に使用してほしいのか、欲しくないのかが分からなかった。注意が多すぎると思う。特別感というよりは、日常化を図るうえの、タブレットを当たり前のツールとして使わせるルールだと思うので、ルールが多いと使いづらくなっていく。多分様々な問題が出てくると思うが、大人が結果を予測して制御すれば学習になると思う。マネジメントばかりになると、使わせたくなくなる方向に進んでいく。多く触れていくことが重要だと思う。ルールが多いと、使う意欲をなくす方向に行ってしまうと思う。

(委員長)

・優先順位を考えるとして、それ以上は学校ごとに考えるということで良いか。

(委員B)

・最低限のルールが必要であることと、それ以上は学校に従うという書きぶりはちょっと 違うと思う。学習活動に使用するのが前提である。不正な利用についてはログの取得が 抑止になる。貸与するものなので、時間についての記載は不要かと思う。自分でアカウ ント・パスワードを管理するので他人に教えないこと。教育委員会の立場として、壊さ れると困るので、困ったことがあったら相談するのと同等の話である。下の二つは事務 的で、お願い事である。

(委員H)

・例えば、スマートフォンがないと今日ここまでたどり着けなかったが、これを退化と捉えるのか。それとも税金で購入して、学習のためとして子どもたちに貸与していくと考えるのか。解釈論の違いが今後必ず現れてくる。それをどう折り合いをつけるかで、教育委員会なり学校なりの考え方が出てくる。

(委員長)

・学習活動に使うというところが前提であるとして、表現を変えたほうがいいか。

(委員 J)

- ・基本的には、低・高学年ごとに変えたほうがいいと思う。
- ・ルールではなく、みんなで守る約束ということにしてはどうか。
- ・使用する時間に差が出るのは、組織としては構わないと捉えてよいか。学校によって使 用に差が出てくると思うが、構わないか。

(委員B)

- ・基本的には積極的に使用していただきたい。今回はモデル校を設けず、最初から全校で 実践し知見を蓄積していくので、学校によって多少の差が出ることはいたしかたない。 学校によって生活指導のルールがあり、元々の既存のルールに揃える。そこで差が生じ るとは思っていない。ルールよりは約束という方がよろしいかと思う。
- ・表現については、小・中で文言を変える。時間制限については、ルールからは外し、学校において指導する。機器を壊さないことについてはルールに残し、授業で各自強調して指導いただきたい。

(委員長)

- ・だんだん内容が固まってきているが、ルールが有名無実になっても仕方がないので、みんなで守っていく約束とする。また、発達段階に応じて表現を変える。使用時間についての指定については触れずに、学校の生活指導の中で決めていくということでよいか。
- ・安全のためについては、最初の授業において、個人情報保護や機器破損防止のために、 なぜ必要かについても含めて授業で触れていってほしい。

(委員H)

・文言を変えるとしたら、特別支援学級はどうするか。

(委員B)

・低学年向けと高学年向けを用意するので、その児童・生徒の障害の程度に応じて、適切 なものを選んでいただきたい。

(委員])

・学習活動に必要で、教員が撮影を許可する基準は何か教えていただきたい。

(委員F)

・「だまって撮影しないようにします」にかかる。学習活動について黙って人を撮影する ことを許可するような状況のことを指している。

(委員 1)

・他の人を黙って撮影しないということにかかっているということは、自分にとって必要であるならば、撮影をしても良いということか。

(委員F)

・学習活動で撮影してはいけないということではなく、黙って人を撮ってはいけないということを意味している。

(委員長)

・セカンドスクールで撮影したら、他の児童生徒が映りこむことも起こりえる。

(委員F)

・お店へ見学に行って、黙って店の写真を撮るのではなく、お店に許可を取って撮影する というのが学習活動としての流れである。

(委員C)

・許可を取れば、学習活動でなくても撮影していいということか。

(委員長)

・前提として、学習者用コンピュータは学習活動において使用するものである。

(委員H)

・例えば、スカイツリーに登って下の景色を撮影したとして、写っている人全員に許可を 得る必要があるのか。そういった場合に教員の判断で撮影するということはあり得る。

(委員K)

・体育の授業で、他の子の飛び箱を撮影するときも、同様のことが言える。

(委員H)

・何を撮って何を撮ってはいけないかについては、友達の家の表札を撮っていいのか、と いうケースもある。

(委員E)

・取られた側が、どんなところで見られるかも配慮が必要かと思う。家庭に持ち帰って、 そこで家族に見られることも取られる側に伝える必要がある。

(委員H)

・何の目的でどうするときに、撮っていい、撮ってはいけないの区別を指定する方法、または、ここからここまでの時間は撮ってはダメ、ここからここまでの時間は撮って良いです、拡散してくださいと指定する方法がある。

(委員 J)

・前提として、個人を特定される写真がクラウドに保管されてよいのかを確認したい。

(委員B)

・学習活動で使用する写真であり、武蔵野市のアカウントでないとアクセスできない領域 である。個人情報保護審議会で承認を得ているので問題ない。

(委員A)

携帯電話のアカウントでは入れないのか。貸与された端末からでしかアクセスできないということか。

(委員F)

・武蔵野市固有のアカウントであれば、個人所有の端末からでもアクセスできる。

(委員A)

・友達の写真を撮ってクラウドに保管し、個人所有の機器でダウンロードすることはできるということか。

(委員F)

・技術的には可能である。

(事務局)

・個人所有の端末からアクセスすることについて個人情報保護審議会で承認をいただい ているが、学校休業等で自宅からアクセスせざるを得ない場合を想定してのことであ ることと、データをダウンロードしないことを前提としている。

(委員C)

・全体的な話として、これまで学校で ICT が進展しなかった理由として、情報モラルの危険性を危惧するところが大きかったことが大きいと思う。危険性をはらむことは想定されるが、そういったケースへの対処も含めてデジタルシティズンシップを進めていく必要がある。

(委員H)

・たとえば家庭科の授業で、包丁やハサミを使用するのは危険だから、授業では扱いません、なんてことはあり得ない。危険性を踏まえて、柄のところを持つ等、適切な扱い方を一緒に指導するはず。パソコンについてもその点は同じではないか。

(委員長)

・今の議論で初めて分かった点もあるので、指導する側にも周知していっていただきたい。

(委員B)

・全体的にルールを簡略化し、理由を先生方が理解できるものを合わせて整える必要がある。家庭にも伝えていかなければいく必要がある。学習活動で使うこと、アカウント・パスワードは大事に管理すること、ログは残ること、物理的な破損をしないこと、その

点のみを記載させていただく。

(委員長)

・以上ようなの内容でよろしいか。

(全員)

・(異議なし)

(委員長)

- ・ルールに対しての補足も付けていただきたい。
- (7)「タブレット型パソコン持ち帰りのルール」について(事務局説明)
- (8)「タブレット型パソコン持ち帰りのルール」について(意見交換)

(委員 k)

・自宅に持ちかえった際には家庭の Wi-Fi に接続するということだが、それ以外にも Wi-Fi スポットは多数あり、安全ではないところも中にはあると思うが、家庭以外の Wi-Fi への接続は認められるのか。

(委員G)

・例えば、外出時に飲食店のWi-Fiを使用して保護者と一緒に学習するようなケースが、 あまり思い浮かばない。

(委員F)

・図書館へタブレットを持っていって、図書館の Wi-Fi を使用するのはいいのではないか。

(委員長)

- ・夏休みに新幹線の中で使用するということも考えられる。
- ・持ち帰りをベース 家庭での使用を想定 であればどうすれば OK とするのか。夏休み に新幹線の中で使用するということも考えられる。

(委員H)

・使用する Wi-Fi については、保護者が許可すれば良いのではないか。

(委員F)

・その他にも、親戚の家のWi-Fi、保護者のスマートフォンをテザリングしての使用も考えられる。

(委員D)

・子どもと一緒にルール作りをしていくところだと思うが、持ち帰り時には自転車のカゴに入れるようなゲーム機並みの扱いをすると、破損したり、どこかに置き忘れたりすることも発生しそうである。そのあたりをどう家庭に理解してもらうか。

(委員F)

・学校での指導になるかと思うが、そうなるからとルールで定めるのか、事案が発生した ときに指導していくのか。

(委員C)

・大切に使ってもらうことと制限することとは違う。床に置いたりしないといった「大切にすることの指導」と「制限すること」は分けて考えたほうが良い。

(委員B)

・こちらについても、タブレットパソコン使用のルールと同様に、もっと簡潔なルールに していく。もう一度練らないといけないが、大切に使ってもらうことと、制限を設ける ところについては、家庭の事情で夏休みにタブレットを使って宿題をしたり、親戚の家 で使用したりすることもあり得るから、家庭へお願いをして使用時間を決めてもらう ものであって、どこまで子どもたちに約束として求めていくのか整理が必要だと思う。

(委員長)

・持ち帰りのルールについても事務局で再検討をお願いしたい。また、このルールは児童 生徒と教員とは学校で確認ができると思うが、保護者にもご理解いただく必要がある と思うので、ご家庭への周知もお願いしたい。

(委員B)

・保護者へのお願いについては、タブレット使用のお願いを案ということで送付させていただいたが、そこに今回の約束と、どういう意味であるかを伝えられるような紙面構成にしていきたいと思う。

(委員 J)

・自宅にWi-Fi環境がない家庭へはどのように対応すべきか。

(委員B)

- ・生活保護家庭については全額補助対象である。また、令和3年度予算が認められれば、 就学援助家庭への一定の補助が行われる予定である。家庭の通信環境整備は家庭の役割としてお願いをする。
- ・かなり多岐な話題を含むので、校長会へも周知をおこなう。修正版を送付するので、ご 意見をいただきたい。ただ、すべてのご意見を反映することは難しいことと、実践をし ていきながら今後も必要に応じて改定というかたちになると思う。

(委員長)

・保護者向け資料については、読んだだけでは分からない、すぐ質問したいこともあると 思うので、丁寧に確認をして、ご意見をいただきたいと思う。

(委員C)

・今回はルール・モラルの話に終始したが、本来は授業にどう活用していくかを議論する ことが検討委員会の趣旨であるので、今後ともぜひご意見をお願いしたい。

5 事務連絡